

姫路市 E B P M 実践支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 6 年 2 月
姫 路 市

1 募集の概要

本業務は、本市の主要事業（特に注力する事業として本市が選定する事業）を対象として、E B P M（Evidence-based Policy Making：証拠に基づく政策立案）を実践し、庁内に定着させることにより、将来的に職員が自ら E B P Mに取り組むことができる仕組みを構築することを目的とする。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 法人であること。
- (2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (4) 令和6年（2024年）1月19日までに、競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第4項に規定する業者登録名簿への登録を申請し、受付され、かつ、次のアの業種及び詳細業種並びにイの業種及び詳細業種の双方について、契約締結日までに競争入札に参加する資格を有する見込みであること。
 - ア 「コンピュータ・情報処理関連業務」の業種及び「システム開発・運用」又は「その他」の詳細業種
 - イ 「各種調査計測」の業種及び「調査、研究、企画」又は「その他」の詳細業種
- (5) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (6) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 資本関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 組合とその組合員
 - (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室統計解析室（以下「統計解析室」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2208

FAX 079-221-1528

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年（2024年）2月27日から 令和6年（2024年）4月30日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	統計解析室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年（2024年）2月27日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年（2024年）3月14日
3	参加資格確認結果の通知	令和6年（2024年）3月15日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年（2024年）3月18日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年（2024年）3月22日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和6年（2024年）4月8日
7	契約候補者の特定	令和6年（2024年）4月16日
8	契約候補者の通知	令和6年（2024年）4月17日
9	契約締結予定及び審査結果の公表	令和6年（2024年）4月30日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有

無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(7) 参加表明書（様式第1号）

(4) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの（写し可）、市税の納税義務がある場合に限る。）

(ウ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたもの（写し可））

(エ) 関連企業申告書（様式第2号）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年（2024年）2月27日から 令和6年（2024年）3月14日まで本市の休日を除く。
閲覧の場所	統計解析室 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026817.html ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

統計解析室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年（2024年）3月11日午前9時から同月14日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年（2024年）3月15日までに参加資格確認通知書を電子メールにより発送することで通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年（2024年）3月18日正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により統計解析室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第3号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式は Microsoft Excel とする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

toukei@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年（2024年）3月18日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和6年（2024年）3月22日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

ア 姫路市E B P M実践支援業務に係る提案書表紙（様式第4号）及び本文（以下これらを「提案書」という。）

イ 姫路市E B P M実践支援業務に係る提案見積書（様式第5号）

ウ 提案書に記載の実績を証する契約書（業務内容の分かる仕様書等を含む）の写し

(2) 提出部数

「姫路市E B P M実践支援業務に係る提案書作成要領」に記載する提出部数のとおり。
なお、提案書には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

(4) 提出場所

統計解析室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年（2024年）4月3日午前9時から同月8日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案者につき提案資料の提出は1件とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

エ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

8 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者ごとに総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、E B P M実践支援業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2人以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2人以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2人以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点
1 業務経歴		
1-1 企業の業務実績	・ 国又は地方公共団体を契約相手方とするE B P M関連業務（データに基づく政策立案・政策評価に係る支援、職員のE B P Mの自走化に向けた支援）の受託実績は十分か。なお、地方公共団体からの受託実績については、都道府県、政令指定都市又は中核市を契約相	70点

	手方とするものが望ましい。最大5件までを評価の対象とする。	
2 提案内容		
2-1 業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ E B P Mに関する理解と知識が十分にあるか。 ・ 民間事業者と異なる地方公共団体の行政の特徴や制約について理解しているか。 ・ 本市のデータ利活用状況やデジタル化の取組について理解しているか。 ・ 本業務の目的を正しく理解し、現実的な目標が設定されているか。 	140点
2-2 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書を踏まえて、効果的な人員配置及び組織体制となっているか。 ・ 行政課題やE B P Mに関する専門的知識に精通する多様な人材が業務に携わっているか。 	70点
2-3 業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書を踏まえて、実現可能で効果的なスケジュール設定となっているか。 	70点
2-4-1 実践支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書に示す実践支援業務について、本市職員の負担軽減に配慮した実現性の高い取組内容となっているか。 ・ 伴走支援という位置付けを理解しているか。本業務完了後に、本市職員が、特殊な環境に依存することなく、現在のシステム環境や利用可能なデータを前提として継続、発展させることができる取組内容となっているか。本業務で得られたノウハウを本市職員が継承していくことができる取組内容となっているか。 ・ ロジックモデルの明示化、評価指標（K P I）の設定、データ取得及び分析手法、分析結果の可視化について、効果的かつ本市職員が理解しやすい取組内容となっているか。 	140点
2-4-2 アドバイザー業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書に示すアドバイザー業務について、具体的な政策課題への取組を通して、職員の意識を高め、知見を広め、自発的なスキル向上を促す上で効果的な取組内容となっているか ・ 解決策の立案に向けた支援、効果的な可視化方法の助言、その他の支援について、効果的かつ本市職員が理解しやすい取組内容となっているか。 	140点
3 その他		

3-1 追加提案	・ 追加提案の内容は、本業務の成果を高めるものとなっているか。	70点
-------------	---------------------------------	-----

※1 下表のとおり5段階評価で項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料のうちの提案見積書（様式第5号）に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である70点を付与し、その他の提案者の評価点は、70点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数（小数点以下三位を四捨五入する。）とする。

$$70点 \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する評価点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和6年（2024年）4月16日に行う。特定された契約候補者への連絡は、電話連絡又は電子メールにより通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和6年（2024年）4月22日午後4時までに、本件業務の見積書を統計解析室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年（2024年）4月30日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

9 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

10 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第8項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により統計解析室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

11 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第65号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

12 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

13 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

14 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- (5) 本件は、令和6年度予算の成立を前提としているため、令和6年度予算が成立しない場合は、契約を行わない。